

石巻市地域公共交通活性化協議会の設置について

1 協議会設置の背景と目的

本市の公共交通に関する会議体については、本条例により設置している「石巻市総合交通戦略審議会」と、要綱により設置している「石巻市地域公共交通会議」の2つがありましたが、その委員・任期については同一となっております。

この会議のあり方について、本年3月31日付けで国土交通省より『「令和3年度の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた協議会制度の運用等について』通知があり、簡易な手続による開催や協議会等の一体的な開催など、地域の実情に応じて柔軟な対応が可能である旨が示されたことから、地域公共交通施策を円滑に推進する体制を構築するため、両会議体を一本化し、「石巻市地域公共交通活性化協議会」を設置したものです。

2 新たに追加・変更となった点

(1) 副会長の設置

旧条例・要綱では、設置していませんでしたが、市で設置している協議会や審議会に習い、副会長を設置することとしました。

(2) 会長・副会長の選任方法

旧条例・要綱では「市長が指名する者を充てる」と規定しておりましたが、上記同様、他の協議会や審議会に習い、「委員の互選により定める」と規定しました。

3 統合の手法

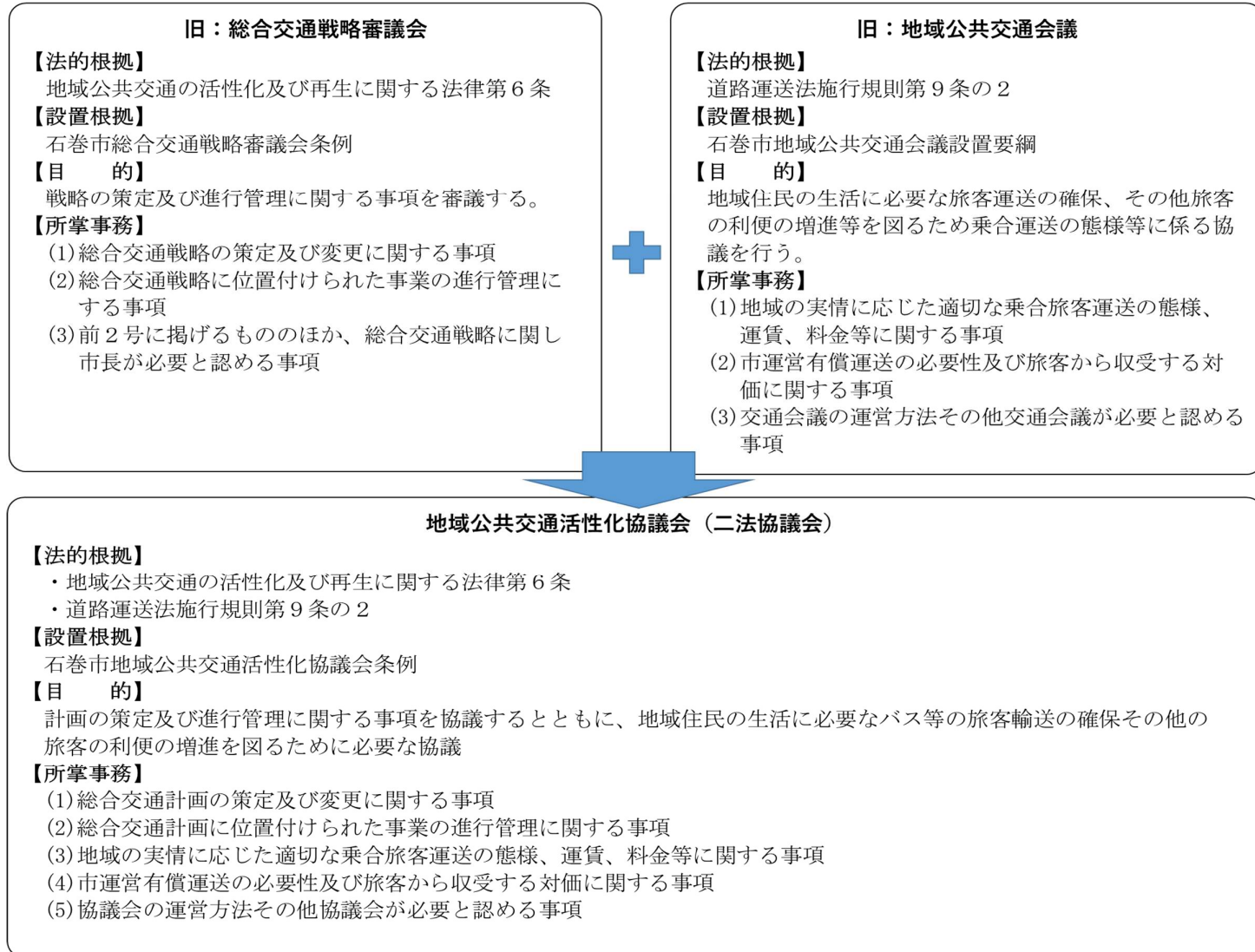
現行の石巻市地域公共交通会議設置要綱を廃止するとともに、石巻市総合交通戦略審議会条例を改正することにより統合を行いました。

なお、主な内容については、石巻市総合交通戦略審議会条例を基本とし、石巻市地域公共交通会議設置要綱の所掌事務内容を追加、条例名を「石巻市地域公共交通活性化協議会」と改めるものです。

4 他自治体の事例

- ・白石市地域公共交通会議設置条例
- ・気仙沼市地域公共交通会議条例
- ・さいたま市地域公共交通協議会条例
- ・千葉市地域公共交通活性化協議会条例 ほか

◆統合のイメージ



※委員、任期及び報酬については変更なし。

○石巻市地域公共交通活性化協議会条例

令和 4 年 7 月 1 日 条例第 37 号

石巻市地域公共交通活性化協議会条例

石巻市総合交通戦略審議会条例（令和 2 年石巻市条例第 4 号）の一部を改正する。

（設置）

第 1 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条の規定により、地域公共交通の基本方針とする石巻市総合交通計画（以下「総合交通計画」という。）の策定及び進行管理に関する事項を協議するとともに、道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 9 条の 2 の規定により、地域住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な協議を行うため、石巻市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合交通計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 総合交通計画に位置付けられた事業の進行管理に関する事項
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関する事項
- (4) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (5) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（組織）

第 3 条 協議会の委員は 30 人以内をもって組織する。

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 関係機関の職員
 - (3) 関係運送事業者
 - (4) 住民及び地域公共交通の利用者の代表者
 - (5) 前各号に掲げるほか市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任されることができる。

（会長及び副会長）

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の石巻市総合交通戦略審議会条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項の規定により委嘱又は任命（以下「委嘱等」という。）された委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、この条例による改正後の石巻市地域公共交通活性化協議会条例（以下「新条例」という。）第4条第1項の規定により委員に委嘱等された者とみなす。この場合において、その委嘱等されたとみなされる委員の任期は、新条例第4条第2項の規定にかかわらず、施行日における旧条例第4条第1項の規定により委嘱等された委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年石巻市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表石巻市総合交通戦略審議会委員の項を次のように改める。

石巻市地域公共交通活性化協議会委員	勤務1日につき	9,500円	同
-------------------	---------	--------	---

石巻市総合交通戦略審議会条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

改 正	現 行
<p data-bbox="370 323 800 401"><u>石巻市地域公共交通活性化協議会条例</u></p> <p data-bbox="331 411 423 445"><u>(設置)</u></p> <p data-bbox="293 457 800 1024">第1条 <u>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条の規定により、地域公共交通の基本方針とする石巻市総合交通計画（以下「総合交通計画」という。）の策定及び進行管理に関する事項を協議するとともに、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第9条の2の規定により、地域住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な協議を行うため、石巻市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</u></p> <p data-bbox="331 1037 472 1071"><u>(所掌事務)</u></p> <p data-bbox="293 1083 800 1161">第2条 <u>協議会は、次に掲げる事務を所掌する。</u></p> <p data-bbox="321 1173 800 1745"> <u>(1) 総合交通計画の策定及び変更に関する事項</u> <u>(2) 総合交通計画に位置付けられた事業の進行管理に関する事項</u> <u>(3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関する事項</u> <u>(4) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項</u> <u>(5) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項</u> <u>(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</u> </p> <p data-bbox="331 1757 407 1791"><u>(組織)</u></p> <p data-bbox="293 1803 800 1881">第3条 <u>協議会の委員は30人以内をもって組織する。</u></p>	<p data-bbox="898 323 1271 357"><u>石巻市総合交通戦略審議会条例</u></p> <p data-bbox="859 411 951 445"><u>(設置)</u></p> <p data-bbox="821 457 1328 848">第1条 <u>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）及び都市・地域総合交通戦略要綱（平成21年国都街第77号）の規定に基づき、地域公共交通の基本方針とする石巻市総合交通戦略（以下「総合交通戦略」という。）の策定及び進行管理に関する事項を審議するため、石巻市総合交通戦略審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</u></p> <p data-bbox="859 1037 1000 1071"><u>(所掌事務)</u></p> <p data-bbox="821 1083 1328 1161">第2条 <u>審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。</u></p> <p data-bbox="849 1173 1328 1430"> <u>(1) 総合交通戦略の策定及び変更に関する事項</u> <u>(2) 総合交通戦略に位置付けられた事業の進行管理に関する事項</u> <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、総合交通戦略に関し市長が必要と認める事項</u> </p> <p data-bbox="859 1757 935 1791"><u>(組織)</u></p> <p data-bbox="821 1803 1328 1881">第3条 <u>審議会の委員は30人以内をもって組織する。</u></p>

<p><u>(会長及び副会長)</u></p> <p><u>第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。</u></p> <p><u>2 会長は、協議会を代表し、協議会の会務を総理する。</u></p> <p><u>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</u></p> <p>(会議)</p> <p>第6条 <u>協議会の会議</u> (以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p><u>(会長)</u></p> <p><u>第5条 審議会に会長を置き、委員の中から市長が指名する者を充てる。</u></p> <p><u>2 会長は、審議会を代表し、審議会の会務を総理する。</u></p> <p><u>3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。</u></p> <p>(会議)</p> <p>第6条 <u>審議会の会議</u> (以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、会長に委任状を提出し、代理者を出席させることができる。</u></p>
--	---

(附則第3項関係) 石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

改 正				現 行			
別表 (第2条—第4条、第6条関係)	非常勤の特別職の報酬及び費用弁償額表			別表 (第2条—第4条、第6条関係)	非常勤の特別職の報酬及び費用弁償額表		
職	報酬額	費用弁償額		職	報酬額	費用弁償額	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
石巻市地域公共交通活性化協議会委員	勤務1日につき 9,500円	同		石巻市総合交通戦略審議会委員	勤務1日につき 9,500円	同	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	